

# 第22回 アイガー（採用内定取消・辞退）事件

## アイガー（採用内定取消・辞退）事件

（東京地裁 平24.12.28判決）

入社前研修における指導担当者の発言は、採用内定取消・内定辞退強要に該当しない

※裁判例および掲載誌に関する略称については、こちらをご覧ください

## 1 事案の概要

本件（本訴）は、被告会社（以下Y社）から採用内定を受けていた大学生である原告（以下X）が、Y社の違法な内定取消または内定辞退の強要を受けたとして、不法行為に基づく損害賠償をY社に求めたという事案である。

これに対し、Y社は、Xの内定辞退は著しく信義に反するとして、損害賠償等をXに求め反訴を提起した。

本稿では、本訴請求に関する裁判所の判断を紹介する。

### 採用内定から内定辞退に至る経緯

時期	出来事
H22.4～6	Y社は、1次面接・2次面接・社長面接を実施した上で、Xを含む8名の者を最終内定者として決定した。
H22.6.14	Xが内定の承諾書を提出したところ、Y社は、以降の就職活動を禁止するとともに、平成23年3月に大学を卒業することを条件として、Y社の入社日を同年4月1日と定めた（以下「本件内定」という。）。
H22.7～	Y社は、Xら内定者8名に対し、定例面談を実施するとともに、以下のプレゼンテーション研修（以下「プレゼン研修」という。）を実施。
H22.12.3	第1回プレゼン研修実施。 指導を担当した課長（以下A）は、Xに対し、「話し方が甘たれている」などと問題点を指摘した。

H23.1.27	<p>第2回プレゼン研修実施。</p> <p>AのXに対する指導は、前回にも増して厳しいものとなった。</p>
H23.2.17	<p>第3回プレゼン研修実施。</p> <p>Aは、Xのプレゼンテーションを酷評した上で、「辞めろと言っているわけではないが、プレゼンテーションが全くできていないので、今後を考える意味でもあなたは内定を辞退した方が、会社にとってもあなたにとっても幸せだ」「あなたはきっと4月には辞める」「今年の内定者には既に辞退した人もいる」「辞めろと言っているわけではないが、このままやる気がないような態度なら、他の内定者に悪影響だ」などと苦言を述べたほか、「4月1日からはとりあえず一人で営業出してもらいますけど、あなたは仕事取ってこれないから」「1日で辞めるかも」などといった発言を繰り返した。</p> <p>Xは、Aに対し、「もう一度考えたい」などと懇請したところ、Aは、「どうせ考えても答えは辞めるということで同じでしょう」と述べた上、「やる気があるなら指導するが、今までよりもっと 厳しい駄目だしをするが耐えられるか」「やるんだったら次の日程を組まなければならない」「駄目だしだけをする日程を組んで、その後社長プレゼンだから」などと述べ、週明けの同月21日までに考えた結果を連絡するよう伝えた。</p>
H23.2.21～22	<p>Xは、Aと約束していた2月21日までにY社に連絡を入れず、同日と翌22日の2日間、Y社から内定辞退を強要されたとして、大学就職課に相談に赴いた。</p> <p>相談を受けた大学就職課の担当者は、Y社に電話をかけ、第3回プレゼン研修の状況をAに確認し、その結果をXに伝えた。</p>
H23.3.2～3	<p>Xは、2月21日以降も、Y社に対し一切連絡をとらなかった。Aは、3月2日から3日にかけてXの携帯電話に電話をかけたが、Xはこれに出なかった。</p>
H23.3.4	<p>Xは、Aに対し携帯電話をかけ、「学校に相談に行ったがY社へ電話はしなくていいと言われたので連絡しなかった。今後のことを親と相談しているのでもう少し時間が欲しい」と要望したところ、Aは、これを了解し、「3月8日の午前9時から9時30分までの間に連絡を下さい」と応じた。</p>
H23.3.7	<p>Xは、大学に対し、留年に関する特例措置申請書を提出した。</p>
H23.3.8	<p>XはAに連絡を入れず、また、Aからの電話にも出ようとしなかった。</p> <p>また、同日、X代理人からの通知書がY社に届いた。その内容は、事案の概要および法的問題点を検討している等の内容であった。</p>
H23.3.22	<p>Y社は、Xに対し、3月15日付けの書面を郵送し、Xについても4月1日から勤務してもらう前提で準備していることを伝えた。</p>
H23.3.29	<p>Y社は、Xに対し、FAX送付書により、採用内定を辞退するのであれば同月中に所定の手続きをとるよう連絡した。</p>
H23.3.31	<p>上記FAXに対し、Xは、Y社に対し、Xとしては4月1日からの入社は考えられない状況にある旨を書面で伝えた。</p>
H23.4.1	<p>Xは、入社日に出社せず、その後も出社しなかった。</p>

## 2 主な争点

Y社は、Xに対し、違法な内定取消ないしは内定辞退の強要を行ったか。

## 3 裁判所の判断の概要

### 【1】前提—本件内定の性質および各プレゼン研修について

本判決は、本件内定は解約権留保付労働契約であり、入社日は「効力発生の始期」を定めたものであるとした上で、入社日以前に行われる各プレゼン研修については、Y社の業務命令に基づき実施されるものではなく、本件新規内定者の任意の同意に基づく研修にとどまるものとした。

### 【2】内定取消の有無について

Xは、第3回プレゼン研修において、Aが黙示の内定取消を行ったものと主張したが、裁判所は、以下の理由により、これを否定した。

- (1) Aは、法的はもとより事実上も、内定を取り消す権限までは有していなかったこと
- (2) Xからの「もう一度考えたい」等の懇請を受け入れた上、意欲があるのであれば、あらためてプレゼン研修を行い、Y社の社長プレゼンを実施する予定である旨を告げ、週明けの同月21日までに考えた結果を連絡するよう指示していること
- (3) Aは、大学就職課に対し、第3回プレゼン研修の際の発言について「本人に頑張ってもらうため会社として意見した」ものであると説明したこと
- (4) 3月2～3日にも、Xに対し、携帯電話をかけ連絡を促していること
- (5) 3月4日には、Xからもう少し時間が欲しいと懇請されるとこれを受け入れていること

### 【3】内定辞退の強要の有無について

Xは、第3回プレゼン研修におけるAの内定辞退の説得は、内定辞退の強要行為に該当すると主張したが、裁判所は、以下の理由により、Aの上記一連の発言は、内定を辞退するか否かに関するXの自由な意思形成を著しく阻害するような性質のものであったとは言い難く、内定辞退の強要に当たるものと評価することはできないとした。

- (1) 第3回プレゼン研修の際に、内定者のさらなる選別を行おうとする意図や動機がAにあったとはいえないこと
- (2) Aが、Y社の意向でもないのに、軽々に内定辞退を促したり、あるいは強要するなどといったことは考え難いこと
- (3) Aの発言にはいささか行き過ぎの感がないではない発言が散見されるものの、その多くは、あまりやる気を感じられないXに対し危機感を募らせ、あらかじめ入社後予定されている営業活動の厳しさにつき体感させることを目的として行われた指導的な発言にとどまるものであること

### 【4】結論

以上のとおり、裁判所は、Y社の違法な内定取消または内定辞退の強要は認められないとして、不法行為に基づく損害賠償請求を棄却した。

なお、Y社からXに対する損害賠償等も棄却されている。

## 4 実務上の留意点

採用内定や内定後入社前の研修の法的位置付けについては、従前の裁判例（例えば、宣伝会議事件 東京地裁 平17.1.28判決、労働判例890号5頁）と同様の判断を本判決は行っている。もっとも、内定辞退の説得の是非について判断を示したという点で興味深い事案である。

本判決は、この点について、第3回プレゼン研修におけるAの内定辞退の説得は、やや行き過ぎた面があるとしている。しかし、おそらく、X側の態度・行動との総合的な考慮がなされ、その目的・態様の妥当性が判断されたのではないかと思われる。

## 【筆者紹介】

**南部 恵一** なんぶ けいいち 森・濱田松本法律事務所 弁護士

東京大学法学部卒。労働省に勤務後、2003年に弁護士登録。森・濱田松本法律事務所において企業法務全般について執務するとともに、厚生労働省「標準報酬遡及訂正事案等に関する調査委員会」調査員などを務めた後、2009年より東京都労働委員会事務局において副参事、審査調整法務担当課長として勤務。2011年6月より森・濱田松本法律事務所へ復帰。

◆森・濱田松本法律事務所 <http://www.mhmjapan.com/>

## ■ 裁判例と掲載誌

### ①本文中で引用した裁判例の表記方法は、次のとおり

事件名<sup>(1)</sup>係属裁判所<sup>(2)</sup>法廷もしくは支部名<sup>(3)</sup>判決・決定言渡日<sup>(4)</sup>判決・決定の別<sup>(5)</sup>掲載誌名および通巻番号<sup>(6)</sup>

(例)小倉電話局事件<sup>(1)</sup>最高裁<sup>(2)</sup>三小<sup>(3)</sup>昭43.3.12<sup>(4)</sup>判決<sup>(5)</sup>民集22巻3号<sup>(6)</sup>

### ②裁判所名は、次のとおり略称した

最高裁 → 最高裁判所(後ろに続く「一小」「二小」「三小」および「大」とは、それぞれ第一・第二・第三の各小法廷,および大法廷における言い渡しであることを示す)

高裁 → 高等裁判所

地裁 → 地方裁判所(支部については、「〇〇地裁△△支部」のように続けて記載)

※掲載誌の略称は次のとおり(五十音順)

刑集:『最高裁判所刑事判例集』(最高裁判所)

判時:『判例時報』(判例時報社)

判夕:『判例タイムズ』(判例タイムズ社)

民集:『最高裁判所民事判例集』(最高裁判所)

労経速:『労働経済判例速報』(経団連)

労旬:『労働法律旬報』(労働旬報社)

労判:『労働判例』(産労総合研究所)

労民集:『労働関係民事裁判例集』(最高裁判所)